

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第八章の章名を削る改正規定、同令第八十二条の次に章名を付する改正規定、同令第八十三条の改正規定及び同令第八十五条の改正規定（「第九十五条第三項」を「第九十五条第四項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から、第三条中関税暫定措置法施行令別表第一の改正規定は同年五月一日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第六条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条第一項第一号中「構造改革特別区域を」を「構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）を」に改め、「関税法」の下に「（昭和二十九年法律第六十一号）」を加え、同条第二項中「内閣総理大臣の認定」の下に「（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。次条

において「認定」という。」を加え、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。
別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	土地開発公社が所有する区域内造成地の賃貸事業	第六条